

## ○日本國憲法（昭和二十一年十一月三日公布）

第四十九條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

## ○国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

歳費 第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

退職金 第三十六条 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

## ○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

（昭和二十二年四月三十日法律第八十号）

第一条 各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額を、副議長は国務大臣の俸給月額に相当する金額を、議員は大臣政務官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。

第三条 議員は、その任期が開始する当月分から歳費を受ける。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となった者は、その選挙の行われた当月分から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した当月分からこれを受ける。

## ○国会議員互助年金法（昭和三十三年四月二十二日法律第七十号）

（互助年金等）

第一条 この法律は、互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十六条の規定に基き定めるものとする。